

公立大学法人高崎経済大学職員等の旅費に関する規程

平成 23 年度

規程第 39 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、公立大学法人高崎経済大学（以下「法人」という。）に勤務する役員及び職員（以下「職員」という。）並びに職員以外の者に対し支給する旅費に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員 理事長、副理事長、理事及び監事をいう。
- (2) 出張 職員が業務のため一時その勤務場所を離れて旅行することをいう。
- (3) 赴任 新たに採用された職員がその採用に伴う移転のため住所若しくは居所から勤務地に旅行することをいう。
- (4) 扶養親族 職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で主として職員の収入によって生計を維持しているものをいう。
- (5) 遺族 職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていたその他の親族をいう。

(旅費の支給)

第 3 条 職員が出張し、又は赴任した場合には、当該職員に対し旅費を支給する。

2 職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。

- (1) 職員が出張又は赴任のための旅行中に退職、解雇又は休職となった場合 当該職員
- (2) 職員が出張又は赴任のための旅行中に死亡した場合 当該職員の遺族

3 職員以外の者が法人の依頼又は要求に応じ業務の遂行を補助するため旅行した場合は、その者に対し旅費を支給する。

4 前 3 項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、その出発前に次条第 2 項の規定により旅行命令等を取り消され、又は死亡した場合において、当該旅行

のため既に支出した金額があるときは、当該金額のうち、その者の損失となった金額で別に定めるものを旅費として支給することができる。

- 5 第1項から第3項までの規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中交通機関の事故又は天災その他やむを得ない事情により概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を失った場合には、その失った旅費額の範囲内で別に定める金額を旅費として支給することができる。

（旅行命令等）

第4条 次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により、理事長（その委任を受けた者を含む。以下同じ。）が発する旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）によって行われなければならない。

（1）前条第1項の規定に該当する旅行 旅行命令

（2）前条第3項の規定に該当する旅行 旅行依頼

- 2 理事長は、既に発した旅行命令等を変更（取消しを含む。以下同じ。）する必要があると認める場合には、自ら又は次条第1項の規定による旅行者の申請に基づき、これを変更することができる。

（旅行命令等に従わない旅行）

第5条 旅行者は、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等（前条第2項の規定により変更された旅行命令等を含む。以下この条において同じ。）に従って旅行することができない場合には、あらかじめ理事長に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

- 2 旅行者が前項の規定による旅行命令等の変更の申請をせず、又は申請をしたが認められなかった場合において旅行命令等に従わないで旅行したときは、当該旅行者は、旅行命令等に従った限度の旅行に対する旅費のみの支給を受けることができる。

（旅費の種類）

第6条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、移転料、着後手当及び扶養親族移転料とする。

- 2 鉄道賃は、鉄道旅行について路程に応じ旅客運賃等により支給する。

- 3 船賃は、水路旅行について路程に応じ旅客運賃等により支給する。

- 4 航空賃は、航空旅行について路程に応じ旅客運賃により支給する。

- 5 車賃は、陸路（鉄道を除く。）旅行について路程に応じ旅客運賃、1キロメートル当たりの定額又は実費額により支給する。

- 6 日当は、旅行中の日数に応じ1日当たりの定額により支給する。
- 7 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。
- 8 移転料は、赴任に伴う住所又は居所の移転について路程に応じ一定距離当たりの定額により支給する。
- 9 着後手当は、赴任に伴う住所又は居所の移転について定額により支給する。
- 10 扶養親族移転料は、赴任に伴う扶養親族の移転について支給する。

(旅費の計算)

第7条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、業務の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、実際に旅行した経路及び方法によって計算する。

(旅行日数)

第8条 旅費計算上の旅行日数は、旅行のために実際に要した日数による。

(居住地等からの旅行)

第9条 勤務地又は出張地以外の地に居住又は滞在する者がその居住地又は滞在地から直ちに旅行する場合において、居住地又は滞在地から目的地に至る旅費額が、勤務地又は出張地から目的地に至る旅費額より高いときは、当該旅行については、勤務地又は出張地から目的地に至る旅費を支給する。ただし、理事長が必要と認める旅行行程については、この限りでない。

(旅費の請求)

第10条 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするものは、所定の請求書に必要な書類を添えて理事長に提出しなければならない。

- 2 概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者は、当該旅行を完了した後20日以内に当該旅行について前項の規定による旅費の精算をしなければならない。
- 3 理事長は、前項の規定による精算の結果過払金があった場合には、所定の期間内に当該過払金を返納させなければならない。
- 4 理事長は、その支出し、又は支払った概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者が第2項に規定する期間内に旅費の精算をしなかった場合又は前項に規定する期間内に過払金を返納しなかった場合には、その後においてその者に対して支出し、又は支払う給与又は旅費の額から当該概算払に係る旅費額又は当該過払金に相当する金額を差し引かなければならない。

(職員以外の者に支給する旅費)

第 1 1 条 第 3 条第 3 項の規定により支給する旅費は、職員の出張の例に準じて計算した額とする。

(鉄道賃)

第 1 2 条 鉄道賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃、急行料金及び座席指定料金による。

(1) 乗車に要する旅客運賃

(2) 急行料金を徴する線路による旅行で、次の規定のいずれかに該当するものの場合には、前号に規定する旅客運賃のほか急行料金

ア 特別急行列車を運行する線路による片道 1 0 0 キロメートル以上の旅行及び別に定める旅行

イ 普通急行列車を運行する線路による片道 5 0 キロメートル以上の旅行

(3) 座席指定料金を徴する客車を運行する線路による旅行で、次の規定のいずれかに該当するものの場合には、第 1 号に規定する旅客運賃及び前号に規定する急行料金のほか座席指定料金

ア 片道 1 0 0 キロメートル以上の旅行 (別に定めるものを除く)

イ 役員がする別に定める旅行

ウ 役員以外の職員がする別に定める旅行

(船賃)

第 1 3 条 船賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃(はしけ賃及びさん橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。)、寝台料金及び座席指定料金による。

(1) 運賃の等級を 3 階級に区分する船舶による旅行の場合には、下級の運賃

(2) 運賃の等級を 2 階級に区分する船舶による旅行の場合には、下級の運賃

(3) 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃

(4) 運賃の等級を 3 階級を超えて区分する船舶による旅行の場合の運賃は、理事長が別に定める。

(5) 業務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、前各号に規定する運賃のほか現に支払った寝台料金

(6) 座席指定料金を徴する船舶を運行する航路による旅行の場合には、第 1 号、第 2 号又は第 3 号に規定する運賃及び第 5 号に規定する寝台料金のほか座席指定料金

2 前項第 1 号又は第 2 号の規定に該当する場合において、同一階級の運賃を更に 2

以上に区分する船舶による旅行の場合には、当該各号の運賃は、同一階級内の最上級の運賃による。

(航空賃)

第14条 航空賃は、現に支払った旅客運賃を支給する。

2 航空賃は、交通の事情、旅行の日程、業務の緊急性その他諸般の事情を考慮して、理事長が必要と認める場合に限り支給する。

3 旅行者は、航空賃（概算払に係る航空賃を除く。）の支給を受けようとするとき又は概算払に係る航空賃の精算をするときは、旅客運賃の支払を証明するに足る書類を提出しなければならない。

(車賃)

第15条 車賃の額は、軌道又はバスを利用する陸路旅行については、路線の旅客運賃による。

2 私用車を利用する場合の車賃の額は、1キロメートルにつき37円とする。ただし、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により定額の車賃で旅行の実費を支弁することができない場合には、実費額による。

3 車賃は、全路程を通算して計算する。

4 前項の規定により通算した路程に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

(日当)

第16条 日当の額は、1,500円とする。

2 片道100キロメートル未満の旅行の場合は、前項の規定にかかわらず、日当を支給しないものとする。

3 同日に二つ以上の旅行をするときは、日当は一の旅行のみ支給する。

(宿泊料)

第17条 宿泊料の額は、12,500円とする。

2 宿泊料は、水路旅行及び航空旅行については、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により上陸又は着陸して宿泊した場合に限り支給する。

(赴任旅費)

第18条 常勤役員及び教員（公立大学法人高崎経済大学就業規則（平成23年度規程第24号）第2条第2項に定める者をいう。）が赴任した場合は、第12条から第16条までの規定に基づく旅費、移転料、着後手当及び扶養親族移転料を支給する。

(移転料)

第19条 移転料の額は、次の各号に規定する額による。

- (1) 赴任の際扶養親族を移転する場合には、旧勤務地から新勤務地までの路程（赴任に伴う現実の移転の路程が、旧勤務地から新勤務地までの路程に満たない場合には、その現実の路程）に応じた別表の定額による額
- (2) 赴任の際扶養親族を移転しない場合（扶養親族を有しない職員の場合を含む。）には、前号に規定する額の2分の1に相当する額
- (3) 赴任の際扶養親族を移転しないが、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に扶養親族を移転する場合には、前号に規定する額に相当する額

2 前項第3号の場合において、扶養親族を移転した際における移転料の定額が職員が赴任した際の移転料の定額と異なるときは、同号の額は、扶養親族を移転した際における移転料の定額を基礎として計算する。

3 理事長は、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項第3号に規定する期間を延長することができる。

(着後手当)

第20条 着後手当の額は、第16条に規定する日当定額の2日分及び第17条に規定する宿泊料定額の2夜分に相当する額とする。

(扶養親族移転料)

第21条 扶養親族移転料の額は、次に規定する額による。

- (1) 赴任の際扶養親族を旧勤務地から新勤務地まで随伴する場合には、赴任を命ぜられた日における扶養親族1人ごとに、その移転の際における年齢に従い、次の各号に規定する額の合計額

ア 12歳以上の者については、その移転の際における職員相当の鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の全額並びに宿泊料、日当及び着後手当の3分の2に相当する額

イ 12歳未満6歳以上の者については、アに規定する額の2分の1に相当する額

ウ 6歳未満の者については、その移転の際における職員相当の宿泊料、日当及び着後手当の3分の1に相当する額。ただし、6歳未満の者を3人以上随伴するときは、2人以上を超える者ごとにその移転の際における職員相当の鉄道賃及び船賃の2分の1に相当する金額を加算する。

- (2) 前号の規定に該当する場合を除くほか、第19条第1項第1号又は第3号の規

定に該当する場合には、扶養親族の旧勤務地から新勤務地までの旅行について前号の規定に準じて計算した額。ただし、前号の規定により支給することができる額を超えることはできない。

(3) 第1号アからウまでの規定により宿泊料、日当及び着後手当の額を計算する場合において、当該旅費の額に円位単位未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 職員が赴任を命ぜられた日において胎児であった子をその赴任の後移転する場合においては、扶養親族移転料の額の計算については、その子を赴任を命ぜられた日における扶養親族とみなして、前項の規定を適用する。

(外国旅行の旅費)

第22条 外国旅行の旅費については、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号。以下「旅費法」という。）の規定を基準として理事長がその都度定める。ただし、旅費法第6条第12項の支度料は支給しない。

(旅費の調整)

第23条 理事長は、旅行者が法人所有の車両を利用して旅行した場合その他当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上、この規程の規定による旅費を支給した場合に、不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

2 理事長は、旅行者がこの規程による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合には、旅費を調整して支給することができる。

(旅費の特例)

第24条 理事長は、職員について労働基準法（昭和22年法律第49号）第15条第3項若しくは第64条の規定に該当する事由がある場合において、この規程による旅費の支給ができないとき、又はこの規程により支給する旅費が労働基準法第15条第3項若しくは第64条の規定による旅費又は費用に満たないときは、当該職員に対しこれらの規定による旅費若しくは費用に相当する金額又はその満たない部分に相当する金額を旅費として支給するものとする。

(委任)

第25条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(改廃)

第 26 条 この規程の改廃は、経営審議会に諮り、理事会の議を経て理事長が行う。

附 則

- 1 この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程は、この規程の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、高崎市の例による。

別表（第 19 条関係）

区分	鉄道 50km 未満	鉄道 50km 以上 100km 未満	鉄道 100km 以上 300km 未満	鉄道 300km 以上 500km 未満	鉄道 500km 以上 1,000km 未満	鉄道 1,000km 以上 1,500km 未満	鉄道 1,500km 以上 2,000km 未満	鉄道 2,000km 以上
役員 教授	円 126,000	円 144,000	円 178,000	円 220,000	円 292,000	円 306,000	円 328,000	円 381,000
准 教授	107,000	123,000	152,000	187,000	248,000	261,000	279,000	324,000
講師 助教 助手	93,000	107,000	132,000	163,000	216,000	227,000	243,000	282,000